

身体拘束廃止に関する指針

1 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人身体的・精神的・社会的弊害を理解し、拘束廃止に向けて意識を持ち、身体的拘束をしないケアの実施に努める。

1) 身体拘束の弊害を知る

① 身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害の発生
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害の発生
- ・ 転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性の増大

② 精神的弊害

- ・ 不安や、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄を頻発させること
- ・ 家族に精神的苦痛、罪悪感や後悔を与えること
- ・ 看護、介護スタッフが誇りを失い、士気が低下すること

③ 社会的弊害

- ・ 看護、介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと
また介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること
- ・ 身体的拘束による高齢者への心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらすこと

2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案して、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかし、以下の要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い状況
- ② 非代替性 行動抑制、その他の行動制限を行う以外に代替する看護、介護介入方法がないこと
- ③ 一時的 行動抑制、その他の行動制限が一時的なものであること

2 身体拘束廃止にむけての基本方針

1) 当施設においては、身体拘束及び行動制限を原則しない方針である。

2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、カンファレンス等で十分に検討を行い切迫性・非代替性・一時的の要件を満たした場

合に 本人・家族への説明・同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を記載し、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力を行う。

3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 基本的ケアの徹底（起きる・食べる・排泄する・清潔にする・活動する等）人間が生きていくうえで必要とされる自然な欲求が満たされるようにその利用者にあった十分なケアを徹底する
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める
- ③ 利用者の意向に添ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をする
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない
安全確保を優先する場合は、身体拘束委員会又はカンファレンス等において検討する
- ⑤ 「やむを得ない」として安易に拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りを行う

3 身体拘束廃止委員会

- 1) 当施設は、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置する。なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

① 設置目的

身体拘束を解消させるため、介護の現場における業務の内容を検討し、その効果的な推進を図ること

② 検討内容

- ＊ 身体拘束について報告するための様式を整備する
- ＊ 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ＊ 報告された身体拘束の事例を集計し分析する
- ＊ 身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束の発生原因 結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する
- ＊ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する
- ＊ 適正化策を講じた後に、その効果について評価する

③ 身体拘束委員会構成員

施設長、看護師、介護士、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、その他施設長が必要と認める者

※この委員会の責任者は施設長とし、参加可能な委員で構成する。

④ 身体拘束廃止委員会の開催

定期開催する。（3ヶ月毎） 必要時は随時開催する。

委員会の結果について 申し送り 議事録等にて職員に周知徹底を図る。

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

あらゆる看護・介護介入を試みても十分に対処できず、行動抑制適応の3つの条件を満たし、なお「認知・認識スコア」「行動・体動スコア」が3点以上対象の方は、以下の手順にしたがって実施する。

- 1) 身体拘束事態の発生した場合、行動抑制の必要性をスコア等を使用してアセスメント施行
- 2) 看護・介護介入、原因へのアプローチ 行動抑制の代わる方法の実施
(観察・環境整備・排泄のリズムの把握・寝衣の調節等)
- 3) 看護・介護介入が有効でなく、緊急やむを得ない場合に該当する場合(スコア3点以上)は、カンファレンス(統一した判断)を開催し記録に残す
- 4) 医師は緊急やむを得ない状況と抑制をしなければならない理由を、主治医2号用紙に記載し抑制の指示を出す(第2・4週)
- 5) 利用者又は、家族への説明と同意を得る
(身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める)
(緊急やむを得ない行動抑制に関する説明書)に日付、サインを毎月もらう
- 6) 身体拘束を以下の内容を毎日観察、記録し経過を追う
 - ①利用者の臥床的状況
 - ②拘束による精神的影響
 - ③抑制具の位置が適切かどうか
 - ④循環障害(血行不良、浮腫)
 - ⑤運動障害の有無
 - ⑥体動
- 7) 家族の面会中、ラウンド時、スタッフの観察のできる範囲では、拘束を解除し拘束時間の短縮を図る
- 8) 月2回カンファレンス等で行動抑制継続の必要性や方法を検討し結果を記録する
「緊急やむを得ない場合に該当しなくなった」、「スコア2点以下」となった場合、カンファレンスを行い、医師の指示のもと行動抑制中止し結果を記録する

(介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為)

- ① 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等チューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等チューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしら内容に、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人に対し立ちあがりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない病室等に隔離する。

5 身体拘束廃止に向けた各職種の役割と責務

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応す。

身体拘束等適正化対策担当者

身体拘束等適正化対策を担当する担当者は、施設長がケア全般の責任者から指名する。

- ① 身体拘束等適正化対策の実施責任者
- ② 委員会の開催
- ③ 身体的拘束等実施報告

施設長

- ① 身体拘束における諸課題等の責任者
- ② ケア現場における諸課題の責任者
- ③ 家族、医療、行政機関、その他関係機関へ対応

看護職員

- ① 医師との連携
- ② 身体拘束について看護面から関与をおこない、日常の看護業務から身体拘束に必要な情報を集約し他職種と共有する
- ③ 記録の整備

生活相談員・介護支援専門員

- ① 身体拘束廃止に向けての情報収集および体制作り
- ② 家族の意向に添ったケアの確立 家族との連絡調整
- ③ 記録の整備

介護職員

- ① 拘束がもたらす弊害を認識する
- ② 利用者の尊厳を理解する
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

栄養士

- ① 利用者の状態に応じた食事の工夫
- ② 経管栄養から経口への取り組みとマネジメント

機能訓練指導員

- ① 身体拘束廃止に向けて、機能訓練からの関与を行う
- ② 適切な車椅子、ベッド、ポータブルトイレおよびそれらの周辺環境の整備を行う

6 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

全職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

- 1) 定期的な教育・研修の実施 年2回以上
- 2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- 3) その他必要な教育・研修の実施

7 指針の閲覧について

この指針は、当施設内において、いつでも自由に閲覧することができる。

8 附則

この指針は、平成30年4月1日より施行する。

この指針は、令和6年9月1日より施行する。